

# ぎかい

だより

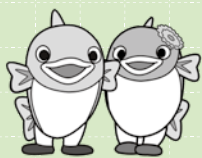


- 02 第1回定例町議会
- 08 一般質問 町政を問う 4人が登壇
- 16 常任委員会レポート



過去の議会だよりを  
ご覧いただけます





# 令和5年度 新年度予算

## 総額 49億3,900万円 決まる

### 令和5年度の主な事業（第6次総合計画基本目標別）

#### 1 環境にやさしく 快適なまちづくり

##### ◆地域温暖化対策実行計画（区域施策編） 策定事業（8,470千円）**新規**

ゼロカーボンシティ推進に伴う町全体の  
実行計画を策定し、環境のまちづくりに対  
する意識向上を図ります。

##### ◆わのうちロードサポーター事業 （311千円）**新規**

「グラウンドワーク輪之内」が主体とな  
り、県、町の三者が連携し県道3路線の歩  
車道ブロック雑草処理等を実施します。

#### 3 みんなが健やかに働ける まちづくり

##### ◆輪之内武将隊一般公募事業 （211千円）**新規**

福東城を居城とした武将「丸毛兼利」の  
PRに努めるべく、町職員で組織する武将  
隊を一般公募します。

##### ◆特産品大使実施事業（291千円）**新規**

町特産品の配達にご協力いただける方を  
「特産品大使」に任命し、販路拡大につな  
げます。

#### 2 助け合いのある 安心・安全なまちづくり

##### ◆総合防災訓練実施事業（1,502千円）

防災意識をさらに高めるべく、町全体の  
総合防災訓練を実施します。

##### ◆簡易テント貸出事業

防災資材の簡易テントを希望者へ貸出し  
ます。（1泊2日 500円）

##### ◆ドライブレコーダー搭載補助事業 （500千円）

65歳以上の運転免許保有者および免許  
取得1年未満のドライバーを対象にドラ  
イブレコーダー搭載費用の一部を助成しま  
す。（上限1万円、購入費用の1/2）

##### ◆防犯カメラ設置事業（709千円）

設置を希望する町民に防犯カメラ購入費  
用の一部を助成します。  
（上限10万円、購入費用の1/3）

##### ◆防災拠点整備事業（132,792千円）

大吉新田地内防災拠点整備にあたり、令  
和6年度より建設開始予定の建屋等上物  
の実施設計および上下水道本管の敷設工事  
を実施します。

## 4

みんなが元気に参画できる、  
交流と多様性のあるまちづくり◆初回産科受診費助成事業（500千円）**新規**

妊娠初期の適切な時期での受診を促し、妊娠届出提出前の初回産科受診料の一部を助成します。（助成額1万円）

◆多胎児支援事業（209千円）**新規**

多胎児養育経験をもつ支援員が家事育児支援を実施します。

◆高齢者見守り事業（1,680千円）**新規**

定期的な訪問、連絡により高齢者の生活実態の把握に努め、支援が必要な際に迅速に対応できる見守り体制を確保します。

## ◆シニアカー等購入費助成事業（2,000千円）

75歳以上の運転免許自主返納者又は未取得者を対象に一人乗り電動車両（シニアカー）又は電動アシスト付自転車の購入費用の一部を助成します。  
（上限10万円、購入費用の1/3）

◆高齢難聴者補聴器購入費用助成事業  
（240千円）

障がい者手帳交付の対象とならない65歳以上を対象に補聴器の購入費用の一部を助成します。（上限4万円、購入費用の1/2）

## 5

生きがいを持ち、いきいきと  
学ぶことのできるまちづくり

## ◆多文化共生教室開催事業（644千円）

町内在住の外国籍の方が安心して生活できるよう、日本語教育教室を開催します。

## ◆学力向上検定料補助事業（1,100千円）

小中学生を対象とする英語検定料助成に加え、漢字および数学算数検定検定料の全額を補助します。

## 6

豊かさにつながるの  
あるまちづくり

## ◆住宅建設支援助成事業（4,967千円）

定住人口の拡大を図るため、町内に住宅を建設（取得）した方の固定資産税軽減相当額を助成します。

◆高校生バス定期券購入支援事業  
（1,500千円）

高校生のバス定期券購入費の一部を助成し、家庭の経済的負担の軽減とバス利用者の増加を図ります。（定期券購入費用の1/3）

## 予算の規模

（単位：千円、%）

区分	令和5年度	令和4年度	前年度比		
			増減額	増減率	
一般会計	4,939,000	4,593,000	346,000	7.53	
特別会計	国民健康保険事業	970,000	965,000	5,000	0.52
	後期高齢者医療	122,600	120,000	2,600	2.17
	児童発達支援事業	21,000	21,000	0	0.00
	特定環境保全公共下水道事業	496,000	442,000	54,000	12.22
	小計	1,609,600	1,548,000	61,600	3.98
企業会計	水道事業	231,000	186,000	45,000	24.19
合計	6,779,600	6,327,000	452,600	7.15	



# 第1回 定例会

3月6～17日

令和5年第1回定例町議会が6日開かれ、会期を17日までの12日間と決めた後、6日の初日に26議案上程された。議案の内訳は、専決処分の承認1件、人事案件1件、補正予算4件、新年度予算6件、条例関係14件です。専決処分の承認1件、人事案件1件、条例改正11件を初日に可決、令和4年度補正予算4件、令和5年度一般会計予算総額49億3,900万円の6件、条例制定3件を各常任委員会に付託し散会した。

16日には4名の議員が一般質問し、17日の議会最終日は、各常任委員会に付託されていた、令和4年度補正予算、令和5年度一般会計予算、条例改正の合計13議案を可決し、当日上程された選挙管理委員会委員及び補充員の選挙、議員提出の輪之内町議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを上程し、慎重審議の結果可決し閉会しました。

## 専決処分の承認について

令和4年度  
一般会計補正予算（第5号）

### 歳出の主な補正

#### 衛生費

- 保健衛生総務費（出産子育て応援交付金等）  
537万4千円

### 歳入の主な補正

- 地方交付税（普通交付税）  
89万7千円

#### 国庫支出金 / 国庫補助金

- 衛生費国庫補助金（出産・子育て応援交付金）  
358万2千円

#### 県支出金 / 県補助金

- 衛生費県補助金  
89万5千円



田中 政治 議長

## 人権擁護委員の推薦に同意

**足利 恵信** 氏（新任）

**任期** 令和5年7月 1日～  
令和8年6月30日

## 補正予算

- 令和4年度 一般会計補正予算（第6号）

**予算現額から1億5970万8千円を減額**

- 令和4年度 国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

療養給付費負担金、高額療養費負担金が不足することなどによるもので

**予算現額から697万円を追加**

- 令和4年度 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

**予算現額から312万1千円を減額**

- 令和4年度 児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）

**予算現額から48万7千円を減額**

## 条例関係

- 輪之内町個人情報保護法施行条例の制定について
- 輪之内町個人情報保護審査会条例の制定について

個人情報保護法の改正に伴い、施行条例を整備するもの

- 輪之内町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

「情報技術を活用した行政の推進等に関する法律」の改正に伴い、行政手続きのオンライン化実施に必要な事項を定めようとするもの。

- 輪之内町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例等の一部を改正する条例について

個人情報保護法の改正に伴い関係条例を整備するもので、具体的に本改正条例は、2本立てとしております。

1本目は、「輪之内町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例」

2本目は、「輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例」の2本について、今回の個人情報保護法改正に伴い整備するもの。

● 輪之内町議会議員及び輪之内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

公職選挙法の改正に伴う関係条例を改正するもの

● 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

令和4年の人事院勧告に伴う職員の給与改正及び総務省の要請に伴い期末手当の支給割合に関し、関係条例を改正するもの。

● 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

国民健康保険制度改革に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しを行うもの。

● 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令の一部改正に対応するもの。

● 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令の一部改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び学校、児童福祉施設等におけるバス送迎の安全管理の徹底に係る関係府省令等の一部改正に対応するもの。

● 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

こども家庭庁設置法の施行に伴う子ども・子育て支援法の一部改正に対応するもの。

● 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

こども家庭庁設置法の施行に伴う学校教育法の一部改正及び懲戒権に関する規定の削除に伴う児童福祉関係府省令の一部改正に対応するもの。

● 輪之内町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

こども家庭庁設置法の施行に伴う子ども・子育て支援法の一部改正に対応するもの。

● 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布により、出産育児一時金の改正を行うもの。

## ● 輪之内町環境審議会設置条例の一部を改正する条例について

環境計画の策定に関する事項に留まらず、環境の保全に関する基本的事項を調査審議することができるよう改正するもの。



## ～選挙管理委員及び補充員が選任されました～

### ◆ 選挙管理委員

浅野 武彦 氏  
小塚 誓治 氏  
松岡 廣美 氏  
片野 順三 氏

### ◇ 選挙管理委員補充員

中島 正俊 氏  
近藤 聡 氏  
加納 悦子 氏  
高木 昭治 氏

**任期** は令和5年4月4日から令和9年4月3日の4年間となっています。

## 議員発議

## ● 輪之内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

令和3年5月19日に公布された、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」により、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化を目的として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、令和5年4月1日から改正後の個人情報の保護に関する法律が地方公共団体へ直接適用されることとなることから、本町においても本定例会の初日に「輪之内町個人情報保護法施行条例の制定について」上程され、最終日に可決されたところです。

しかし、新法においては、国会や裁判所が保有する個人情報は適用外とされており、その整合をはかるため、地方公共団体の議会についても法の適用対象から除外されています。

そのため、輪之内町議会が保有する個人情報の適切な取扱いに関して必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的とした新たな条例を制定する必要性が生じたことから提案するもの。





# ズバリ 町政を問う 一般質問

(原文掲載)

## 浅野重行 議員の質問

### 事故防止および不適切保育の 対策について

全国の保育所や幼稚園、認定こども園などで令和3年に起きた事故は2,347件あり、前年比332件増え、15年以降で最多となり、このうち子どもが死亡したケースは5件で睡眠中が1件、その他が4件、年齢別でみると0歳が1件、1歳が2件、2歳が1件、5歳が1件、また死亡を除く2,342件の8割が骨折を占め、やけどが10件、意識不明が14件発生しています。

令和4年には静岡県牧之原市で3歳の園児が通園バス内に取り残され熱中症で死亡する事故が起きました。また裾野市では、園児の足をつかんで宙づりにしたり、カッターナイフで脅したり、倉庫に閉じ込めたりと、沼津市では頬を引っ張って広げたり、水性ペンで顔に落書きしたり、ハロウィンイベントでお面を怖がる児童を追い回したりと、仙台市では下着姿のまま食事をさせたり、無理やりトイレに押し込んだり、園児を小突いたり、富山市では逆さづりにして体を引きずったり、椅子を引き抜きしりもちをつかせたり、園児を狭い倉庫に閉じ込めたりといった不適切保育の事案が発生しています。

これらの背景には、子どもへの適切な関わり方を理解していないといった「保育士の認識」や職場体制が十分でないなど「職場の環境」に問題があると考えられます。また近年フルタイムで働く女性が増えた事などから、長時間労働によるストレスが原因ではないかと思われます。



浅野重行 議員

輪之内町には、仁木、福東、大藪にそれぞれの認定こども園がありますが、幸いにもこういった事案は当町においては発生していませんが、保育士の仕事は勤務時間のほとんどにおいて緊張を強いられていることから気を抜けないのが現状であり、これは「氷山の一角」にすぎないと考えられ決して他市のことは安易に思わず、こうした事案は起きてからでは遅いことから保育にかかわるすべての人が「虐待は起こるもの」という認識のもとに事故、不適切保育の未然防止や発生時の対応に備えたガイドラインを作成する必要性を感じておりますが、町長のご見解をお伺いいたします。





## 町長答弁

昨年9月に静岡県で発生した、認定こども園の送迎バスに園児が置き去りとなり、死亡する事故が発生したことに衝撃を受けた人は多く、加えて、裾野市など複数の不適切な保育の事案が度々起っていることも、浅野議員のご質問のとおりでございます。

被害に遭った子どもの将来やご家族の気持ちを考えると大変痛ましく思います。

幸いなことに、輪之内町ではこれまでのところ、こうした事案は発生しておりませんが、今回の事件を受け、これまで以上に、気を引き締め、事故や不適切保育防止のための対策を講じる必要があると認識しています。

輪之内町におけるこども園の事故防止対策については、厚生労働省が平成28年3月に公表した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」及び、町内3こども園で策定した「危機管理マニュアル」に基づき、事前体制の整備や発生時の関係機関との連携等、事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じています。

また、輪之内町における不適切保育の防止については、厚生労働省が令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書として「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を公表したことを受け、保育教諭の配置を再度確認し、できる範囲での複数体制での保育や、不祥事や事故に繋がらないよう、毎月チェックシートでの業務確認を実施しております。



木野 隆之 町長

厚生労働省から示されたこの「手引き」における市町村の整備の項目では、保育現場において、日々の保育を行う中で活用できるチェックリストやガイドライン等の作成・活用が有効であると掲げられております。

当町では、このチェックリストを活用し、行政担当者と保育教諭等が情報共有や対策・協議を行っております。

内容については、保育現場での園児に対する言動や態度、保育教諭としての認識や、自身の生活面およびメンタルヘルスなどの32項目のチェック等を行い、継続的に職場全体での意識向上に努めております。

その他、定期的な各種研修会等の参加、毎月の園長会における不適切保育に対する認識の共有、産業医によるストレスチェック等の対策を講じ、園児らが、安心して過ごせる保育環境を整えております。

今後、より一層、職員に対する職場環境の配慮を行い、引き続き事故・虐待防止対策を継続し、安心・安全な子育て支援を推進していく所存です。



## 学校給食費の無償化を 実施してください

憲法 26 条で「義務教育は、これを無償とする」と「公教育の無償性原則」が掲げられています。給食費は小学校で年間約 5 万円、中学校では約 5 万 7 千円かかっています。家庭の状況に左右されることなく、すべての子どもが義務教育を受けるための経済的保障が「公教育の無償性原則」であります。物価高騰で食事回数を減らす困窮世帯が増えており、「たかが給食」ではなく、命綱の給食になっています。

全国の自治体で給食無償化が広がっています。西濃地方でも急速に広がっています。様々工夫をされて、第三子は無料、第二子は半額などに対応されています。全国的に一般会計の予算の 1% あれば学校給食費無償化が実現できると、試算しています。輪之内町の一般会計予算は約 50 億円であり、小中学校給食費無償化するには 4 千 1 万必



浅野 進 議員

要です。1% の財源をあてれば無償化が実施できると思います。

なぜ給食費無償化が必要なのかと考えるには昨今の物価高騰、格差と貧困の拡大が広がっていること、社会保障と教育の負担軽減は生活経済を立て直すために重要と思います。木野町長は次の町長選挙に立候補されると表明されておりますが、新聞報道では、「子育て支援に力をいれる」と主張されているように、とすれば子育ての家庭を支援するには、給食費の無償化が大切だと思います。子育てには金がかかるというこの現実を見ていただきたいと思います。町長の答弁を求めます。

## 町長答弁

学校給食の無償化については、令和元年第 2 回定例議会において質問があり、答弁させて頂いておりますので、答弁内容が一部重複するところもごさいますが、ご理解願います。

現在、我が国においては、小中学校において給食を提供することが法律で義務付けられており、多くの学校で児童生徒に対して給食が提供されています。しかし、その一方で、経済的な理由により給食費が払えずに給食を受けられない子どもたちも存在しています。そのような状況にある子どもたちが、栄養不良や健康被害を受ける可能性があることは深刻な問題です。

全国の学校給食無償化の状況については、平成 30 年 7 月、文部科学省発表の「平成 29 年度学校給食費の無償化等の実施状況」という報告書がございます。これの調査結果によりますと、全国 1,740 自治体のうち、小・中学校とも無償化を実施しているのは 76 自治体で全体の 4.4%、何らかの形で一部無償化・一部補助を実施しているのは

424 自治体で、全体の 24.4% という状況になっております。西南濃管内において揖斐川町、垂井町も無償化を実施しています。

輪之内町内の給食の状況でございますが、現在、町内小・中学校へ約 900 食の給食を提供し、昨年度の年間経費は、センター運営費、人件費、調理業務の委託、施設・設備の維持管理費等が約 7,367 万 2 千円、原材料費が約 4,755 万 4 千円となっております。

いわゆる給食費としては、その内の賄い材料費（原材料費）のみ保護者にご負担いただいております。現状、その負担額は年間を 11 期に分けて徴収しており、小学校 1 期分 4,500 円、中学校 1 期分 5,150 円であります。この負担額につきましては、周囲の負担状況、物価上昇等を勘案しながら順次改定を重ねてきております。

令和 4 年度においても賄い材料費高騰に伴う財源不足が発生しました。本来給食単価改定で対応すべきところでありましたが、コロナ禍での厳し

い経済状況下で保護者に新たな負担を求めるのは難しいとの判断にいたり緊急措置として公費負担で赤字補填をしたところであります。

令和5年度分の扱いについてであります。コロナ禍や不安定な社会経済状況下で、引き続きの物価高騰により学校給食の賄い材料費に予算不足が生じることが予想されますが、その不足分については令和4年度と同様に公費負担による補填を検討することとし、保護者の皆様方の過度な負担とならないよう配慮してまいります。

給食費につきましては、学校給食法の第11条により、給食の施設・設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する人件費等の経費は、設置者の負担、それ以外の学校給食に要する原材料費は、保護者の負担とすると明記されております。また、先ほど憲法を引用してのお話がありました。義務教育は、憲法第26条第2項で無償であると規定をしておりますけれども、これはその具体的内容が教育基本法第5条第4項で国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない、教科書については、別途、教科書無償給与制度により無償配布されているように、授業料及び教科書については無償であ

るという意味に解されており、学用品、その他学校生活に必要な物品の費用については、無償ということにはなっておりません。

また、経済的に困難な世帯に対しては、従前から、準要保護世帯として給食費を含めて就学の援助をしているという現況でもございます。

無償化を実現するためには、大きな財政的な負担がかかるため、その財源を確保する必要があります。政策の優先度、財政負担能力というものを相互に関連づけながら実施していくことが必要であると思っております。

以上、いろいろ申し上げました。私自身は学校給食費の無償化を進めるにあたっては、現行制度のそもそも論のみに囚われることなく、子ども子育て施策や喫緊課題である少子化対策等の時代的背景も考慮しつつ、オープンな議論の中で結論を得るべきものと考えております。当然のことながら、何らかの無償化の検討も排除することなく、財政面や品質管理についての十分な検討と対策を講じ、児童生徒が健やかに成長し、学びを進めるための支援を行っていくことが望ましいと考えております。

## 上野賢二

議員の質問

### 1. 育休退園制度について

人口減少、少子高齢化に歯止めがかからない。先日、2022年の出生数が発表され、前年比5.1%減の79万9千7百28人で、1899年の統計開始以降初めて80万人を下回ったことが分かり、日本在住の日本人だけに限れば77万人前後になるとみられています。新型コロナウイルス禍の影響もあり推計より10年ほど早いペースで少子化が進んでおります。少子化の加速は更なる将来の働き手減少や社会保障の担い手不足に直結することになり、国家財政や社会保障制度の維持が厳しさを増すのは避けられません。

政府はこの4月に「子ども家庭庁」をスタートさせますが、当初は文科省、厚生省、内閣府にまたがる子ども政策を一元的に扱う「子ども庁」の創設を目指しておりましたが子育ての責任は家庭が負うべきとして名称も「子ども家庭庁」とし、



上野賢二 議員

幼稚園から高校までの教育行政は文科省に残し、トーンダウン感は否めません。また岸田首相は社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際として、異次元の少子化対策を表明し、児童手当の所得制限撤廃や対象拡大などを示しておりますが裏付け（財源）もなく、育休中女性のリスクリング（学びなおし）支援発言に世論の猛反発を受けるなど言葉だけが踊り、政府の危機感は何物かどうか疑問を持たれています。

出生数の減少は経済的理由による出産意欲の低下が大きな要因と言われており、子ども手当の拡



大や子どもにかかる教育費の負担軽減が重要であると思いますが、加えて保育サービスの充実、将来の生活不安を払拭させる働き方改革や社会保障など「社会全体で子育てをする」という総合的かつ長期的な対策が必要と考えます。

そして、リスキリングを勧めるのであれば幼児保育の体制整備を進めなければなりません。幼児保育の中で今改めて「育休退園」が問題化しております。育休退園とは、第1子が保育施設に通っており、第2子が生まれ保護者が育児休業を取得した場合、第1子は家庭で保育ができる状況と判断され、保育施設を退所させられるというものです。2015年に始まった国の子ども子育て支援法では、育休中も保育園を継続利用できることが明確化されましたが、最終的な判断は市町村に委ねられており、多くの市町村では児童福祉法第24条の「児童の保育に欠けるところがある場合において保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」とあることから、大前提として保育とは本来家庭で行われるべきものであるとの考えで待機児童や保育士不足等を理由に育休退園制度を運用しています。しかし、この制度は核家族化、夫婦共働き、

定年延長など社会構造や家族構成の大きな変化により保護者の大きな負担となっています。そして、国を挙げて少子化対策、子育て支援対策を講じている今、真逆の制度ではないでしょうか。退園が子どもの発達に与える影響などを考慮し、見直す自治体も増えていると聞いております。多様化する保育のニーズに応えるとともに育休退園制度は廃止するべきと考えます。2人・3人と子どもを産み育てたいという気運にさせるのは元気に育つ子どもの姿です。子ども園を発達保障の場として充実させることが、出生数を増やす良策であると考えます。

育休退園制度について当町の現状並びに町長のご見解をお伺いいたします。



## 町長答弁

こども園の育休退園制度についての運用等、当町の状況についてお伝えいたします。

現在、満3歳未満の子どもについては、子ども・子育て支援法第19条第3号により「保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」について保育認定を行うこととされております。

輪之内町の現状を申し上げますと、第2子が生まれ保護者が育児休業を取得した場合、家庭での保育が可能であることから、第1子が3歳未満の場合は退園するという運用をしております。

退園者の数は、令和2年度7名、3年度は3名、令和4年度は、1名となっております。このうち一時的に家庭での保育ができない満1歳以上の子どもについては、一時保育での受入を行っています。

議員のご指摘のように、退園により、それまで得ていた遊びの場や機会を失うことの影響や、核家族化が進み、両親だけの孤立した環境下で子育て

での負担が増加していることなど、必ずしも家庭での保育が可能とは言い切れない状況が現出しているように思われます。

極端な少子化が進むなかで第2子、第3子の出産・育児に専念していただけるような子育てしやすい環境を確保することが大切であります。そのためには、当該家庭の育児環境や、こども園の受入状況、新規利用希望者の途中入園の機会等を諸々の見地から判断して対応すべきものと考えます。

輪之内町保育の必要性の認定に関する条例第3条第11号に規定する「当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められる」か否かを総合的に判定していく必要があると考えています。

今後、保育教諭の確保や、希望する子どもの受け入れに対応できる体制を整え、保護者の要望等を踏まえ、育休退園にかかる運用見直しをしてまいります。



## 2. 木野町政 4 期 16 年の総括について

2007年に木野町長が町長に就任され、木野町政も早いもので4期16年を終えようとしています。この間、「住んでいて良かった、これからもずっと住み続けたいと実感できるまち」をキャッチフレーズにハード・ソフト両面から、どこよりも早くを意識したスピード感あふれる多彩な事業展開を実施され、輪之内町のイメージアップを図るとともに、安全・安心のまちづくりに努めてこられました。また、最近では財政確保・雇用創出策として令和4年6月に自動車部品メーカー大手の株式会社ヨロズと誘致協定を締結し、令和6年1月の操業に向けて工事が進められており、これまでの実績、町政運営に町民からも高い評価を得ております。

しかし、前質問にて述べましたように子育て支援など人口減少対策は待ったなしの状況であり、コロナ禍による地域活性化の停滞、防災意識の希薄化などを解消するとともに更なる向上策を講じなければなりませんし、防災拠点の完成も急がなければなりません。このような残された重要課題をクリアしていくには、事業の継続性、社会情勢の変化への的確な対応、先を見据えた町運営が不可欠であり、何よりも必要なのは強力なリーダーシップであると考えます。

木野町政4期16年の総括と今後の課題について町長にお伺いいたします。

### 町長答弁

議員が言及されているとおり、私が町政を担わせて頂いて、4期16年の年月が過ぎようとしております。

その間、私なりにふるさとであるこの輪之内町を良くしたい、町民の皆様が対外的にも「誇れるまちに」との一心で邁進してきました。

もちろん、私個人の力だけでは成しえなかったことも多々ございます。

町民の皆様、議会議員の皆様、関係機関の皆様、そして一緒に知恵を絞り汗をかいて頑張ってくれた職員等々全ての方々のご理解ご協力があったこそその成果と感謝を申し上げます。

その為政者としての総括については、町民の皆様、それぞれのお立場からのご判断に委ねたいと考えております。

また、今後の課題については、議員言及のとおり「人口減少対策」、「コロナ禍による地域活性化の停滞」、「防災意識の希薄化の解消」、「防災拠点の早期整備」を挙げられておりますが、その他、少子化なども喫緊の課題と捉えております。

その中で、「コロナ禍による地域活性化の停滞」については、ようやくコロナ禍も落ち着きはじめウィズコロナへとフェーズが変わってきております。

最近では、3年間コロナ禍で中止等余儀なくさ

れたイベントや各種行事も徐々に復活し始めております。そういったことから当町においても、町民の皆様が集い賑わいの場を醸成していくことが、地域の活性化、強い絆づくりに直結していくと考えております。

ただ、3年間、地域のお祭りやイベント等が出来なかった事実は目に見えない大きなダメージとして残るのではないかと考えております。

今まで、中止でも自分の生活に何の影響も無いのではないかと、そもそもイベント等の意義は何なのか等のネガティブ思考が大きな障害となることを懸念しております。

そうではなく、先程も述べたとおり町民の皆様が集い賑わいの場を醸成していくことが、地域の活性化、強い絆づくりに直結していくと考えておりますので、やらない理屈を探す前に、どうしたら元に戻せるかを考えて実行に移していきたいと考えております。

次に、「防災意識の希薄化の解消」、「防災拠点の早期整備」については、現在鋭意取り組んでおります。

防災意識の醸成については、2年度より「共助」に重点を置いた自主防災組織による訓練実施を各区にお願いし毎年実施頂いております。この積み

重ねが防災意識の希薄化の解消に繋がっていると考えておりますし、今後も継続して実施して参ります。

また、防災拠点整備については、全て一般財源で措置できれば早期整備も可能ですが、何分にも十数億にも及ぶ整備費用を当町だけで賄うのは困難な状態です。

従いまして、現在も国の整備補助金を活用しながら進めておりますが、今後もその補助金の確実な採択に向けて協議を進め、早期整備に向けて取り組んで参ります。

そして、「人口減少対策」、それに関連して「少子化対策」も喫緊の課題と申し上げました。

これについては、ただ単純に子どもを増やせば解決する問題ではないことをご案内のとおりです。

議会初日の施政方針でも述べましたが、政府も子ども・子育て政策は、最も有効な未来への投資であるとの認識を持っております。

しかしながら、異次元の子育て政策としながらもその財源をどこに求めるかなど制度設計も不透明感は否めません。

子育てにはお金がかかります。

それには、保護者の方々の生活基盤の安定が不可欠であります。子育て世帯への給付金の交付な

ど場当たりのないいわゆる「バラマキ」では根本的な解決にはなりません。経済界と連携した従業員の皆様の安定的生活基盤の構築が築けるよう賃金アップも必要だと考えております。

また、結婚を望む若者への「出会いの場」の継続的提供も必要です。

このように、「人口減少対策」、それに関連して「少子化対策」については、一面を捉えただけの議論では場当たりのようになってしまいます。

ここは、様々な面から複合的に考えなければなりません。

施政方針でも述べたとおり、この課題は、地方行政に密接に関係するものであります。

「私どもにできることは何か」、「未来への投資としてどんな施策が有効であるか」を見極めつつ果敢に進めるべきと考えます。

不安定な社会経済状況下において、町政を安定軌道に乗せ将来の種を蒔く時であります。蓄積された首長としての経験が必要と判断しました。

よろしくご理解ください。

## 大橋 慶裕 議員の質問

### 住民と行政の協働による 住みよいまちづくりの推進について

令和5年度予算において、住民と行政の協働による住みよいまちづくりの推進の一環として、町特産品を「特産品大使」として町民が販売先に配達する事業、「グランドワーク輪之内」が主体となり、県と町の3者が連携し、県道の雑草処理等を行うロードサポーター事業などの町民参加の新たな事業や、また子ども子育て支援事業において、困っている事などのニーズを把握する調査、高齢者見守り事業においては、高齢者の生活実態の把握に努め、迅速な支援体制を確保するなど、住民が求めるサービスの向上に向けての事業が編成されています。

一方課題として、人口減少・超高齢化社会が進



大橋 慶裕 議員

む中、これからの自治組織等の担い手の高齢化や人手不足も懸念されます。今まで以上に、町民と行政の協働を推進するにあたり、町民と行政との意見交換など話し合うことが出来る環境や機会を整えていくことが大切であると考えます。

住民の主体的な行政への参加をさらに推進する視点等、町長のお考えをお伺いいたします。

令和5年度当初予算において住民の皆様と協働で進めるべき施策については、議員が言及されたとおりです。

また、議員の課題認識として、著しいスピードで進む「人口減少」、「超高齢化社会」における担い手不足等を挙げておられます。

その上で、諸課題に的確に対応すべく町民と行政との意見交換などの環境整備や機会の場を設けてはどうかという趣旨でご質問を頂きました。

私が申し上げるまでもなくこうした課題は、全国的な課題としても挙げられておりますし、私自身の問題意識として従前から持ち続けてきました。

議員もご承知のことと存じますが、私の町長就任後間もない平成22年3月に「輪之内町まちづくり基本条例」を議会の賛同を得て制定しました。

その条例の前文の一部を紹介します。

「今、新たな地方分権型社会を構築していくにあたり、私たち町民は、自ら考え自ら創り自ら行うという主体者意識と、町の多種多様化する町民ニーズに真摯に対応する努力により、お互いの立場を尊重した協働社会を構築すること、さらにすべての子どもたちが、ふるさと輪之内町に誇りを持ち、国際感覚を身につけ、夢と希望を抱き健やかに成長できる活力ある町を築き上げていくことが求められています。

そのためには、町民自らがまちづくりに積極的に参画し、町民、議会及び町が情報を共有しながら協働のまちづくりの基本理念を明らかにし、安心して日々暮らせる『住んでいて良かった、これからはずっと住み続けたいと実感できるまち』をつくるため、ここに輪之内町まちづくり基本条例を制定します。」とあります。

この前文の趣旨は、議員のご質問の意図するもの、そのものであると考えております。

さらに、第7条では、町民のまちづくりに参画する権利、第8条では、まちづくりにおける町民の責務を掲げております。

このまちづくり条例は、真に協働のまちづくりが進むよう、普遍的かつ実効性のあるまちづくりを推進するうえにおいて、礎となるべきものと位置づけて制定したものでございます。単に象徴的に掲げた条例ではございません。

この条例に掲げる趣旨のもと、今までも議会を

はじめ、区長会、そして各種計画策定委員会等において、様々な議論を重ねて参りました。これからも継続していく必要性を強く感じております。

未だ未だ途半ばと受け止めておりますが、地域コミュニティ意識の一体的醸成という見地からも建設的で前向きな議論を私どもも皆さんと一緒に創り上げていく方向性は大橋議員と意見を異にするものではございません。

少子高齢化の時代と言われ始めて久しく経過しております。

行政運営、中でも福祉・教育の分野は地域との協働なくして成立し得なくなっております。共助の理念をどのように具現化し「人にやさしい地域」を創るべきか、行政側、住民側に知恵と努力が要請されております。

例えば、老人・子どもの見守り、学校スポーツ・文化活動の地域連携等々今日的課題が山積しております。いずれも一朝一夕に解決できるものではありません。

少子化と高齢化は、いわばコインの裏表の関係にあります。息の長い努力も求められますが、「住みやすい、住んでよかった」まちづくりに汗を流すことにより出生率の向上、高齢者にやさしいまちづくりの双方が実現すると考えています。

地域コミュニティ再生の美辞麗句に踊るのではなく、議員が言われるとおり熟議を尽くし、関係者が真に納得する合意が必要と考えています。

そのうえで、結果として、町民の皆様、議員の皆様、行政とが情報共有しながら住みよいまちづくりに繋げていきたいと考えております。





# 委員会報告

主な質疑

Report

各委員会に付託された、令和4年度補正予算、令和5年度予算及び条例の制定を審査し、その結果、いずれも原案のとおり可決しました。

## 総務産業建設常任委員会



### 令和4年度 一般会計補正予算（第6号）

#### 議会事務局

Q 議会だよりの一部の単価はいくらで、発行部数はどれだけか

A 1回につき24頁で21万7千円で、発行部数は3,100部

#### 総務課

Q 職員研修負担金の50万円はどこを予定していたのか。研修期間と参加人数および選考基準はあるのか

A ヨーロッパを予定しており国内事前研修も含め2週間程度で参加人数は1名。中堅職員を対象に本人の意思や面接等で総合的に判断し選定している

Q 一般寄附金100万円は目的を指定した寄附であったか。また、特定の目的での寄附は受け入れられないのか

A 今回の寄附については用途の指定はなかった。またふるさと応援寄附金等で目的を特定して受け入れる寄附もある

Q 行政バスについて、相当年数が経過しているがいつまで使用する予定か。また使用について規制を設けているか

A 運行上の危険が伴うことが無い限り、整備して使用していきたい。また使用については保険の関係もあり、行政目的での使用に限定し職員の同行を基本としている

#### 危機管理課

Q 公共施設の下水道接続は完了しているのか

A ほぼ全ての公共施設で完了している

Q 自主防災訓練を行った10区はどこか

A 福東新田、中郷新田、下大樽、本戸、塩喰川東、大藪西組、大藪東組、楡俣南部、楡俣新田、四郷南部である

提言 議員から更新後の消防車両などの公有財産について、引き続きオークション等を活用し、適正な処理を行ってほしい



## 経営戦略課

Q ふるさと納税の返礼品はどのようなものが多いか

A 今年度一番多かったものは飛騨牛である

Q 県産品の飛騨牛の仕入れ先はどこか

A 飛騨美濃すぐれもの、ワイヨット、株式会社小川ミートの3社である

Q 地元産品でないことに問題はないのか

A 県産品については各市町村で取り扱いができることになっており問題はない

Q 繰越金は決算額がこの程度見込まれるということか

A 繰越金の額は今年度の見込みではなく令和3年度決算額である

## 税務課

Q 軽自動車税の環境性能割は新車を購入すると町に入ってくるのか

A 環境性能に応じて、車両価格の2%を限度に県が徴収し、町に交付される

Q 延滞金の率はいくらか

A 納期限から1か月までは年2.4%、1か月経過後は年8.7%

## 会計室

Q 鉄道会社の株は何株保有し、売買することができるのか

A 東海旅客鉄道株は100株、名古屋鉄道株は200株、近畿日本鉄道株は100株保有しており、額面はそれぞれ5万円である。県内鉄道整備促進を目的に、公益財団法人岐阜県市町村振興協会より寄附されたものであるため、売却することはできない

## 産業課

Q 元気な農業産地構造改革支援事業補助金の対象農機具の耐用年数は何年なのか

A 耐用年数は7年

Q 産業雑入の特産品等販売代は何が多く売れているのか

A 今年2月末の時点で、御膳米せんべいが2,011,147円、福束城の御城印が282,300円、信心水が277,946円、黒豆ご飯が125,097円などである

Q 空家等対策協議会の開催は今年度はあるのか、また開催内容は何か

A 今年度末までに1回開催し、会議内容は空家バンクや補助金について協議する

Q 多面的機能支払交付金の減額内容は何か

A 長寿命化事業で本来は約4,100万円支出できたものが、国の調整により、約3,400万円しか支出できなかったことが大きな要因

意見 来年度はあじさいまつりを開催できるように行政側から誘導して欲しい

## 土地改良課

Q 四郷南部地区の負担金が、マイナスになっているが、事業が遅れているということはないのか

A 令和4年度から事業採択されて、今年度から始まったばかりであり、遅れるということはない

Q 補正予算とは関係ないが、楡俣北部地区の創設非農用地の支払いは、どうなるのか

A 創設非農用地の土地取得は、従前地の底地買収ではなく、特別減歩により創設された土地であるので、事業全体の換地処分と同じ時期に清算することで、説明している

Q 事業が完了するまでは、支払わないということなのか

A 事業の完了後に支払う予定である

Q 既に企業へ売却され、工事が始まっているが、支払いの見込みは、いつ頃になるのか

A 事業完了予定は、令和7年度であり、令和8年3月の見込みで進めている

Q この間の固定資産税等の町税は、企業から貰うことになるのか

A 土地に関する固定資産税は、令和5年度から、みなし課税により、企業に賦課する

Q 事業が始まってから、これまでの間はどくなっているのか

A 固定資産税は、従前地の土地所有者に農地として課税している

Q 作物が生産できなくても、税金は払うということなのか

A 工場用地の底地は使用収益を停止しているので、それ以外の土地で耕作することになり、農地として賦課している

Q 工場用地は、みんなから集めて、誰の土地でもない状態にして、事業が進むと思うが、企業が確定するまでは、土地開発公社が開発しているので、造成の期間は、どうなっているのか

A 事業期間中は、区画も変わり、面積も変わるので、事業が認可されてから完了するまでは、あくまで従前地で課税する

Q 先行して造成した場合には、税がどうなるのかを聞いており、それには特例があるのか

A 土地改良事業では、登記が変わっていない間は、農地として課税するが、工場用地の使用収益が、造成により開始するので、これに対して、みなし課税という規定がある。1月1日を基準に宅地並み課税とし、それまでは、農地として課税するように運用している

Q 土地改良事業で転用するのは、自由にできる数値的な基準はあるのか

A 転用の根拠法令では、農地法施行規則第47条第1項第5号に例外規定があり、『非農用地区域内において、当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地が当該用途に供されることが確実と認められるとき』という規定に基づくものである

Q 土地改良事業計画に定められたとは、どういうことなのか

A 今回の場合では、土地開発公社により工場用地を創設するというものである

Q それは、土地開発公社が関わらないとできないということなのか

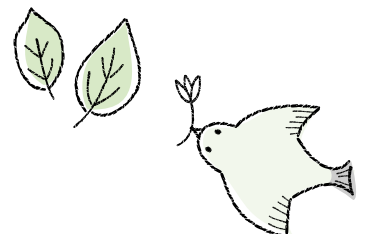
A 土地開発公社ではなくても、きちんと目的が定められており、転用目的が決まっていれば、可能である

Q 土地開発公社が関わらなくても、土地改良事業計画の特例に当てはまるのなら、転用に関して難しくないという考え方でいいのか

A ご質問のとおり土地開発公社ではなくても、目的が決まっていれば、創設非農用地は可能であり、今回の場合は、具体的に土地開発公社が工場用地に造成する目的であったので、認められた

Q 土地開発公社が関わらないと創設非農用地の体をなさないということなのかを尋ねており、今回の場合は、その他にも規定があるのではないのかと思うが、また教えてほしい

A 議論を整理し、後日説明する



## 建設課

Q 都市計画審議会を開催するケースは

A 都市計画決定などの都市計画に関する町長からの諮問や都市計画の計画策定に係る事項。また建築基準法第51条による処理施設の設置に係る事項があった場合に開催する

Q 幅員が狭い道路の修繕については、道路拡幅の検討も必要ではないか

A 利用状況等から拡幅による効果が見込まれる道路は拡幅も検討をしていきたい

## 令和5年度 一般会計補正予算

## 議会事務局

Q 議員年金を受給しているのは何人か

A 令和5年2月現在、退職者年金が7人で、うち1人が受給停止中、遺族年金は6人が受給している

Q 議会議員研修会負担金は68千円しかみていないのか

A 議員がJIAM等で開催される研修に参加する際の負担金として計上している予算で、常任委員会研修補助金とは別のもの

## 総務課

Q 令和5年度の採用者は人数等決まっているのか

A 事務職5名、保育教諭1名の計6名を予定している

Q 町長・町議選挙におけるポスター作成料の公費負担について、業者委託したもののみ対象ということか。自分で作った場合は該当しないのか

A 条例等を確認したところ、それを生業としている業者との有償契約に基づくことが原則であるため、業者委託したものに限る

Q 広報わのうちの発行部数は何部か。予算はいくらで積算しているのか

A 住民向けの配布と窓口等、併せて発行部数は3,350部。1ヶ月当たりの金額はカラー印刷24ページ刷りで290,000円と折込チラシの挟み込み手数料として45,000円、合計335,000円（消費税抜き）で積算した

Q 区長の報酬や区運営費について、金額を確認したい

A 区運営費交付金は均等割（1区当たり@30,000円）＋世帯割（@650円×世帯数）、区長謝礼は均等割（1区当たり@63,000円）＋世帯割（@750円×世帯数）、広報配布謝礼は1部当たり@18円の単価で配布数を乗じて積算している

Q 職員海外研修負担金が予算計上されているが、行き先と個人負担はあるのか

A ヨーロッパを予定しており、個人負担はある

Q 職員の海外研修は実務に役立っているのか。何を学んでくるのか

A 先進地を視察し、日本との違いを学ぶことは職員のスキルアップにつながると考える。また、SDGsや福祉等の研修テーマに関連して関係職員を選抜し、業務の一環としての研修であるという意識と熱意を持って参加させ、実務に生かすよう指導していく

## 危機管理課

Q 大垣消防組合負担金の算出方法に面積割はあるのか

A 人口割と基準財政需要額割の2方式で算出しており、面積割は無い

Q 大吉新田防災拠点の完成はいつの予定か

A 整備に係る国庫補助金の採択状況にもよるが、令和7年度の完成を目指して現在整備を進めている

Q 福束コミュニティ防災センターのカーテン等劣化が激しいが、来年度予算で対応できないか

A 来年度は不慮の修繕について予算計上してあるが、現場を確認し、必要に応じて対応する

Q #7119はどのようなものか

A 救急車の適正利用を図るべく、急な怪我や病気の際に「救急車を呼ぶべきか」「すぐに病院に行くべきか」等について、医師・看護師等の専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口を設置するものであり、岐阜県内の全市町村で令和5年度から運用開始する

Q 女性防火クラブはどんな活動をしているのか

A 令和2年度に従来までの活動内容を大幅に見直し、年度初めにクラブ員自身にどういった訓練・活動を実施したいかのアンケートを採り、活動内容を決定している。令和4年度はAEDの操作訓練、避難所用簡易テントの設営訓練、送水訓練及びふれあいフェスタでの啓発等を行った

Q 区長、防災士、消防団、女性防火クラブ等の自主防災に携わる方々が協働で訓練を実施するような方向に指導できないか

A 防災関連団体同士の「顔の見える化」を目指し、各区の区長をはじめとした自主防災関係団体が一同に訓練等を実施するよう、区長会等をとおして区長に依頼を行う

Q 町内で消防水利が不足しているように見受けられる地域があるが、防火水槽・防火井戸等の設置はできないか

A 防火水槽・防火井戸の設置に関しては各区の所管にて設置をいただいております。町はその設置費用に対して2分の1の額、16万円を上限として補助金を交付している

Q 自主防災組織防災資機材整備事業補助金及び、自主防災組織等防災訓練補助金はどのような制度設計か

A 防災資機材整備事業補助金は各区10万円を上限として、救助用工具やテント、消火栓器具をはじめとした防災資機材の購入費用に対し補助するものであり、防災訓練補助金は、各区での防災訓練の実施にかかり要した費用に対し、世帯数割と参加者数割で算出した金額を上限として補助するものである

Q 防災資機材整備事業補助金は、保存用飲料水の購入も対象となるのか

A 飲料水をはじめ、備蓄食料の購入も対象としている

Q 令和5年度予算に水防監視員研修事業補助金の計上が無いのはなぜか

A 隔年で予算計上を行っているためである

Q 消防関係幹部研修事業補助金が高額すぎないか

A 補助金はバス借上げ等の固定経費35万円及び一人あたり2万6千円で積算しており、単価は過去に実施している研修等の実績を基にして、町で一律の金額を設定している

Q 避難所用簡易テントの貸し出し状況はどうなっているか

A レジャー等での使用により利用料を徴収して貸し出しを行ったのは1件で、その他、各地区の自主防災訓練の際には無償で貸し出しを行っている

**提言** 町内の県道上の防犯灯設置や、災害時の避難経路となる堤防小段への階段設置など、国や県への要望活動もさることながら、町主体での整備についても検討をいただきたい

## 経営戦略課

Q 住宅建設支援助成金とはどのようなものか

A 新築住宅に対する固定資産税の軽減制度の残り2分の1相当額を助成するものである



Q インターネットの使用料とは何か

A インターネットの通信費ではなく、税金や住民基本台帳など各種システムの使用料である

Q 市町村振興宝くじ収益金交付金は町内で購入された宝くじの金額により交付されるのか

A 町内ではなく全国の販売実績によるものである

## 税務課

Q 個人町民税の現年課税分が増えている理由は何か

A 所得がコロナ前の水準に戻りつつあるため

Q 滞納繰越分には滞納額を全額計上していないのか

A 滞納総額の徴収率を約 20%と見込み、計上している

Q 固定資産税の現年課税分が増えている理由は何か

A 大規模工場の新設及び償却資産の新規取得による増である

Q 各課にまたがる滞納はどのように扱っているのか

A 各課で結んだ納税誓約に基づいて納付されている。町税が完納された場合には、他課の未納に充てるよう対応している

## 会計室

Q 指定金融機関の派出費用は無料ではなかったのか

A 経営改善を進める金融機関の要望を受け、令和 4 年 4 月から税抜き月額 10 万円を負担している

## 産業課

Q 水路の敷打工事は資源保全会と建設課で連携はできているのか

A 資源保全会では 200 万未満の工事しか実施できないなどの制約があるため、今後も 200 万円以上の工事については建設課や福束輪中土地改良区と調整しながら施工する

Q 特産品大使は何人でどのような事を行うのか

A 人数は 5 名の予定で、御膳米や御膳米せんべいなどの特産品を養老サービスエリアなどに PR しながら配達してもらう

Q 軽トラ朝市の出店者の負担金はいくらになるのか

A 1 出店者あたり 1 年間で 1,000 円である

Q 町民センターにある電気乾燥庫や産業課の倉庫にあるパッカ製造機は誰でも使えるのか

A 申請してもらえば、誰でも使える

Q 売上倍増計画の戦略とはどういうものか

A 令和 4 年度は住民課のマイナンバーカードの新規申請者や福祉課の敬老会対象者に対する粗品としたように、行政の横のつながりを利用して売上を伸ばしていく

Q 創業支援事業の内容は何か

A 創業塾・創業者交流会の開催、専門家による経営相談などを実施している

Q 来年度は田んぼアートは行うのか、また本戸以外の候補地はないのか

A 本戸地区は対象のほ場を整地するので、田んぼアートは実施できないとのこと。また実施できるような他の候補地も検討していく

Q 洋菓子人材育成委託料は昨年度と比べて減額の要因は

A 来年度は所塾を一般者向けのものには開催せず、中学生向けのみを実施する

Q パンフレット袋デザイン作成委託料の袋はどのようなものなのか

A 各イベント会場で来場者に配布する観光パンフレットなどを入れるための袋で、町の特産品やマスコットキャラクターをあしらったデザインになる

## 土地改良課

Q 四郷南部地区の詳細設計ではどのような設計を行うのか

A 概算設計までは出来ており、それに対する詳細設計であり、ポンプ場の設計図書の作成や積算を行う。なお、四郷南部地区の令和5年度事業費147,000千円の内訳は、ポンプ場の工事が80,000千円、測量試験費が38,000千円、換地費が29,000千円となる

Q ポンプ場の位置や面整備を行う場所は決定しているのか

A 岐阜県知事に対し事業の施行申請を行う際、計画平面図も提出している。事業計画上は、その図面を認めていただいて決定を受けている

Q 事業計画上認めているのは土地改良区か

A 県営事業であるため、事業計画の決定は岐阜県知事である

Q 創設非農用地を設けること自体に反対はしないが、その土地を町が取得する予定があるのであれば、議会への説明も必要ではないか

A 創設非農用地の中で公共施設用地を計画に挙げている。今後、詳細についてももう少し整った段階で議会でも説明をさせていただく

Q それはいつ頃になる予定か

A 関係部署とも協議した上で、早急に進めたいと考えている

## 建設課

Q 水路除草等地元で実施している部分で、除草が難しい所があるが対応できないか

A 除草が難しい部分は、多面的機能交付金を活用し張りコンクリートを施工するなどして地元の負担が少なくなるように調整していきたい

Q 土地購入費の面積は何㎡か

A 松内地区の780㎡である

Q 排水機場3号ポンプオーバーホールの実施時期はいつか

A 渇水期に実施する

Q 県道改良地元負担金は支払う必要があるのか

A 法令等の基準により県下市町村統一して徴収されている

● 令和5年度 特定環境保全公共下水道事業 特別会計予算

## 建設課

Q 一般会計繰入金に繰入金額の制限等はあるのか

A 基準はないが、繰入れを減らすべく、加入率向上に努め、健全経営を目指したい

Q 加入促進報償費はどのようなときに支払われるのか

A 未加入者が推進員の普及啓発により加入に至った場合に支払われる

Q 汚泥の検査は実施しているのか

A 年一回、一般財団法人岐阜県公衆衛生検査センターで分析をしている

Q 下水道排水設備でトラップますの廃止についての進捗状況はどうか

A 下水道排水設備工事指定店に必要性等を聞き、検討していく

● 令和5年度 水道事業会計予算

建設課

Q 消費税はどのように計算しているのか

A 仮受消費税から仮払消費税を差し引いて、その差額を納付している

Q メーター検針機器とは何か、また検針の費用はいくらか

A 検針業務を行うハンディ端末のことであり、また検針費用については、1件90円である

Q 第1水源地のポンプは異常なく動いているのか

A 今年度、配水ポンプのオーバーホールをしており、正常に動いている

● 輪之内町個人情報保護法施行条例の制定について

総務課

Q 今までに個人情報の開示請求を受けたことはあるのか

A 個人情報の開示請求実績は無い

文教厚生 常任委員会



● 令和4年度 一般会計補正予算（第6号）

住民課

Q 住基ネットワークシステムとマイナンバーの関係性はあるのか

A 住基ネットワークシステムを利用して、マイナンバーカードの申請更新等をおこなっている

Q 廃棄物資源分別回収事業奨励金は小中学校の資源回収に対する補助金か。また減額の要因は何か

A 小中学校の資源回収に対しての補助金である。今年度は、福束小学校が3回、大藪小学校が2回、仁木小学校が1回、中学校が2回実施された。当初の予定よりも実施回数が少なく、回収量も減ったことが要因である

Q 水質検査の回数と箇所が決まっているが多額の減額理由は何か

A 事業者の積算を基に当初予算を計上したが、入札を行った結果により減額となった。今後は精査して計上したい

Q 自主運行バス補助金は、近年燃料等が高騰しているがなぜ減額なのか

A 自主運行バスの予算は、国県が定める単価と過去の実績を基に積算しており、令和3年度分のフィーダー系統のデマンドバスについて国より名阪近鉄バスへ補助金の追加があったため、その補助金を含めて計算した結果により減額となった

Q マイナンバーの普及率と紐付け口座の活用方法は何か

A 申請率は約 75%で、交付率は約 68%である。紐付け口座には、国から給付金があった場合に給付金が振り込まれる。また、今後町の児童手当等が対象となってくる予定である

## 福祉課

Q 職員研修会負担金を減額するのはなぜか

A 民生委員児童委員を対象とした町外視察研修を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため ZOOM 研修に切り替えたためである

Q こども園の会計年度任用職員報酬を減額するのはなぜか

A 職員の採用予定者数に至らなかったほか、勤務時間の調整により勤務時間数が減少したためである

Q 一時保育とはどういうものか

A 保護者の都合等により、1 歳以上の未入园児をこども園に預けることを言う

Q 町外在住者コロナワクチン接種委託料とはどういうものか

A 町外在住者が仕事の都合等により輪之内町内の集団接種会場で新型コロナワクチンの予防接種を受けた場合に、住所地の自治体から支払われる委託料である

## 教育課

Q 小学生鹿児島派遣研修・中学生カナダ派遣研修は取りやめにされているが、これからのコロナ状況は、このまま減少を推移していくと思うが、来年度は、実施していく予定か

A 来年度は実施する方向で考えている

Q ALT アパート清掃委託料は、外国人の先生の部屋を清掃する為の費用を払っているのか

A ALT の交代時、部屋を明け渡す時に清掃をしている

Q 選奨生資金貸付金の滞納があるが、事情を見て免除することは出来ないのか

A 相談に応じて、返済金額を分割し、少額にして毎月返済して貰えるようお願いしている。奨学金については、国でも議論されているが、給付型の奨学金に移行しつつあり、踏み込んで、町としても考えていかなければならない。一方では、貸付金として貸した以上、公金として管理していかなければならない。事情判断の場合は、事後的な基準での判断になるので、どこまでのスペックになるかが難しいところだが、気を付けなければならない事は、経済的に資力があるのに返さない場合もあるので、システムのあり方をこれから検討していかなければならない

Q 生涯学習事業入場料 160 万減とあるが、これは何か

A 太田裕美の自主コンサートを行った際に、コロナ対策として 600 席入るところを半分の 300 席にしたため、その差額が減となった

Q タブレット端末保険料負担金とあるが、児童・生徒が減って、余った端末にも保険を掛けるのか

A 保険は人数で掛けている

Q JET 研修とは何か

A 中学校の ALT が受ける県の研修である

Q 留守家庭の支援をする方は、現在、何名いるのか

A 各留守家庭事業所に、10 名から 15 名程おり、ほとんどの方に毎年継続して頂いている

Q 資格は必要なのか

A 資格のある方もいるが、勉強を教える訳ではないので、資格は必要ない



Q 支援の方が足りない状況等があるのか

A 夏休みになると、児童の人数が増えるので、支援の方が不足している

Q 時給は、いくらか

A 資格がある方は、1,000 円、資格のない、アシスタントは、910 円

● 令和 4 年度 国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第 2 号）

### 住民課

Q 今年度の出産育児一時金の対象者は何名か

A 国保加入者の対象出産数は 3 名である

Q 結核・精神病対象者はどれだけか。また委託料の減額理由は何か

A 全レセプト件数に対して結核・精神病対象者の割合は 11.99% であり、14% を超えると特別調整交付金の対象となる。今回 14% 未満で対象外のため、申請書類の作成等を国保連合会へ委託する必要がないため減額する

Q 高額療養費の対象要件は何か

A 所得に応じて高額療養費の限度額は違っており、それぞれの限度額を超えた額が高額療養費の対象となる。なお高額療養費に該当する場合は、町より該当者に申請案内を行う

● 令和 4 年度 後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第 1 号）

### 福祉課

Q どのような方が保険料を普通徴収で納めているのか

A 年金の受給額が年額 18 万円未満の人や、75 歳になったばかりの人で特別徴収に切り替わるまでの間、普通徴収で納めることになる

Q 普通徴収者と特別徴収者はそれぞれ何人いるのか

A 令和 3 年度の普通徴収者は 214 人、特別徴収者は 946 人である

Q 特別徴収保険料を減額するのはなぜか

A 被保険者の確定所得額が県後期高齢者医療広域連合で算出した見込額より下回ったため、その差額を不用額として計上するものである

● 令和 4 年度 児童発達支援事業特別会計  
補正予算（第 1 号）

### 福祉課

Q 発達支援教室そらの利用児童数は何名か

A 未就学児 43 人である

Q 子どもに障がいがあると分かるのはいつ頃か

A ダウン症は生まれた時、自閉症は 1 歳半頃、言語の習熟度や社会性は 3 歳児や 5 歳児の健診時に判明する

Q 専門家が障がいの有無を判断をするのか

A 医師の判断が必要な場合は診断をすすめているが、障がいの有無に関わらず支援の必要のある子どもを受け入れている

● 令和 5 年度 一般会計予算

### 住民課

Q 自主運行バスの将来的な展望として、省エネバス等買い換えの予定はあるのか

A 経費的なことも考え、色々な企業とのコラボ等を今後検討していく

Q 地域公共交通会議の委員構成と年何回開催しているのか

A 委員は区長会の代表、国、県、バス事業者であり、年 2 回開催している

Q 地域公共交通会議の補助金の用途は何か

A 公共交通会議を開催するにあたって、民間事業者へ委託しており、町の現状把握と分析、町の公共交通会議での事業進捗状況や国への評価書の作成等を委託している

Q デマンドバスの利用について予約ができない場合があり、もっと利便性を向上させて欲しい

A 予約が集中する時間帯があり、予約が取りにくいという意見を聞いているが、ネット予約も出来るので活用して欲しい。また町民の意見を聞く機会として各地区で意見交換会を実施しており、今後も継続していきたい

Q デマンドバスのバス停の移設は可能か。またすぐに移設してもらえるのか

A 区からの要望を受け、公共交通会議の審議を経て、許可する流れになるので、要望後すぐには移設できない。しかし必要があれば随時公共交通会議を開催する

Q コンビニ交付システムは近隣市町も導入しているのか

A 近隣市町も実施しており、安八郡内は3月1日より導入している

Q コンビニ交付の利用者はどれだけ見込んでいるのか

A 役場窓口で発行している証明書の1割程度の交付を見込んでいる

Q 地域温暖化対策実行計画はどのように策定するのか

A 町の現状を把握分析する必要があるため、温室効果ガス等がどれだけ排出されているか把握するには専門的な知識が必要であるため策定を業務委託する。策定をするにあたっては、すでに町内企業より協力したいとの申出もあるため、町だけで策定するのではなく、企業の方、町民の方も参加していただき目標年度や計画期間、具体的な施策等を明確にした計画を策定したい

Q 太陽サンサン補助金と太陽光発電設備設置費補助金の違いは何か

A 財源が違い、太陽光サンサン補助金は町単独事業であり、太陽光発電設備設置費補助金は国が2年間実施している補助事業である。どちらの補助金も自宅等に太陽光発電設備を新規で設置するための補助金であるが、申請方法が違う

Q 西南濃粗大廃棄物処理組合に職員を派遣しているのか

A 職員は派遣しておらず、組合で雇用している

Q 南波の最終処分場はあと何年使用可能か

A 現在の計画上では100年以上利用可能である

Q 空き容器回収機設置等委託料の内容は何か

A 設置業者に保守点検や回収した空き容器の運搬処理等を委託している

Q 廃棄物減量等推進協議会にて審議した内容を廃棄物減量等推進員や清潔なまちづくり推進指導員が行うのか

A 審議会は年1回開催しており、町内企業や各団体の代表、区長代表に集まっていただき環境に対する実施計画等を審議している。廃棄物減量等推進員や清潔なまちづくり推進指導員は各地区の集積場の管理や指導をしていただく方で、年度当初に説明会を行っている

福祉課

Q 民生委員児童委員の視察研修はいつ行われているのか、また研修目的を考えると委員交替後の早い時期に実施すべきではないか

A 民生委員児童委員の任期は3年で、視察研修は3年に一度実施され、任期の最終年の昨年に実施された。今後の実施時期については協議していきたい

Q 心配ごと相談ではどのような方の相談を受け付けているのか

A 町社会福祉協議会への委託事業で、民生委員児童委員が相談員を務めており、町内の方のあらゆる相談にも対応している。月に1回弁護士による法律相談も受け付けている

Q 相談する内容により相談窓口が分かれているが、窓口を一本化できないか

A どこで受け付けても関係機関につなげるよう連携している

Q 婚活事業について、新型コロナウイルス感染症が落ち着きはじめ、より婚活のまちとして盛り上げるため、町社会福祉協議会への委託事業に加えて、他の事業の実施について考えているのか

A 出会いの場を応援するイベント等を開催しているが、参加者が集まらないのが現状である。岐阜県の婚活支援拠点であるぎふマリッジサポートセンターがSNSを利用する等気軽に出会いの場を提供できるアプリの会員登録をすすめているので、町社会福祉協議会と相談しながら登録会員を増やしていきたい

Q あすわ苑には現在入所待機者がいるのか

A 入所待機者はいるが、ショートステイの床数を特養へ10床転床することで入所者数を増やしている

Q ふれあいセンター工事費について、どのような工事を予定しているのか

A ふれあいセンター高圧受電設備改修工事を予定している

Q 敬老祝賀会に関する予算総額はいくらか

A 対象者は75歳以上で、600人程の式典参加を見込んでおり、総経費は約240万円程である

意見 バスの乗降場所まで行けない人のために小型バスの運行を増やすなど、高齢者が参加しやすく、喜ばれる敬老祝賀会となるよう検討していただきたい

Q 新規事業である高齢者見守り事業とはどういうものか

A ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、または日中ひとり暮らし高齢者で、介護認定を受けていない方や介護認定「自立」の方を対象とし、定期的に訪問することにより、高齢者の生活状況を把握し、高齢者を見守りながら、必要がある場合には早く支援につなげるものである。介護や生活支援の経験ある人員を確保できる介護保険事業所等に委託する予定であり、対象者10人を見込んでいる

Q シニアカー等購入補助金について、補助対象は何か

A シニアカーまたは電動アシスト自転車の購入費用の1/3、10万円を限度に補助するものである

意見 購入後本人の体調不良等で利用できなくなった場合の活用や、電動アシスト自転車の年齢要件を70歳に引き下げるなど、普及促進のための検討をしていただきたい

Q 子ども食堂運営補助金の補助先はどこか

A 実施主体であるNPO法人ピープルズコミュニティに対し補助しており、月に1回土曜日に大藪コミュニティ防災センターにて開設されている

Q 三人乗り自転車の貸出し実績はあるのか

A 3こども園に配備されているが、最近の貸出し実績はなく、今後の利用状況を見て、貸出し事業の継続について検討していく

Q AEDはどれくらいの期間で更新するのか、また更新後の動作確認はしているのか

A AED本体は5年ごと、電極パッド等の消耗品は2年ごとに更新し、更新後消防訓練時に動作確認している

Q 臨時調理員謝礼は、どういう人に支払われるのか

A 以前こども園の調理員として勤務経験がある方等、スポットで入っていただいた方への謝礼である

Q 次期子ども子育て支援事業計画について、策定内容はどのようなものか、またニーズ調査はどのような方法で実施するのか

A 現行の第2期計画で掲げた目標が達成できているか、進捗状況を把握するとともに、今後示される国の指針を盛り込む予定であり、就学前の子どもがいる家庭、就学児童のいる家庭計1,000世帯を対象に、アンケートを送付する予定である。アンケート内容については検討中である

Q 出産・子育て応援交付金とは何か

A 今年度に引き続き妊娠期から出産子育てまで一貫した伴走型相談支援を行うもので、妊娠届提出後に1回、出生届提出後に1回、子ども1人当たり5万円を支給するもので、64件分を予算計上している

Q 不妊治療助成事業が今年度計上されていないのはなぜか

A 令和4年4月1日から不妊治療が保険適用になったことによる

**意見** 不妊治療費自体が高額になることから、自己負担分の助成について検討していただきたい

Q 保健事業と介護予防の一体的実施とはどのようなものか

A 健診データを分析し、その結果明らかになった一人ひとりに対する健康課題の解決のために、専門職が通いの場を通じて介護予防や医療につなげていく事業である

## 教育課

Q 児童生徒海外交流負担金として、1人当たりいくらの負担になるのか

A カナダ派遣は、1人当たり25万円の6人分、鹿児島派遣は、1人当たり3万6千円の12名分

Q カナダ派遣は、どのように人選するのか

A 希望者を募り、作文を審査し、面接を行い人選する

Q 家庭の事情で費用負担できない人は、行きたくても行けないのは、不公平ではないか

A いろいろ考え方はあるが今までも、そういう形でやってきている。作文と面接を行えば無償にするとは、一概には言えない

Q カナダ派遣・鹿児島派遣の引率者は何人か。又、負担金はあるのか

A カナダ派遣は3名、鹿児島派遣は5名で負担金はない

Q 先生の負担金なしというのはどうなのか。外部委託を考えたらどうか

A 鹿児島研修で言うと、例えばある近隣市町では、青年団が主体となってやっている。外部に委託するのも一つの方法だと思う。学校の先生も研修で、生徒を引率していくので、自分で自由に勉強できる訳ではない。仕事で引率しているので、無料として配慮している。来年度は、カナダ・鹿児島派遣が実施できるよう願っているので、今後検討していく

Q 学校校務員内外作業業務委託料が計上されているが、学校校務員とはどういう方か

A 仁木小学校の校務員は、会計年度職員だが、福東小学校と大藪小学校は、シルバー人材センターに委託しており、それに対し支払う

Q 特別支援教育就学奨励費の対象はどのような家庭か

A 特別支援教室に通っている家庭



Q 地域スポーツ文化活動謝礼とは何か

A 部活動の地域指導員に対する謝礼

Q 地域学校協働活動謝礼とは何か

A スクールサポートスタッフには、学校の掲示物を貼ったり、外の掃除に対して、学習支援員には、授業の学習支援に対する謝礼である。地域協働活動の会議がある時は、統括推進員・学校推進員に謝礼を支払っている

Q 施設の使用料について、電気代が高騰しているが、使用する側にも負担してもらう必要があるのではないかと。アポロン球場の使用料はいくらか

A 電気料金が上がっているのは承知しているが、料金が変わらない以上、この予算計上となる。アポロン球場の使用料は半日 4,400 円であり、夜間の使用料は 2,200 円と照明料の 6,600 円である。料金については今後検討する

Q 図書館の蔵書の本数はどれだけか

A 一般書は、59,878 冊、児童書は、29,315 冊、計 89,193 冊

Q 中学生が防災士の資格取得をして、地域に貢献された事例はあるか

A 中学卒業後の高校生の何人かは、地域防災に携わっている。岐阜県との勉強会では、高校生 9 名の参加があった

Q ふれあい運動会は、高齢化した地域もあり、人が集まらないのが実情だが、どのように考えているか

A ふれあい運動会は、実施の方向で考えている。今までと違うやり方で実施されることはありうると考えている

Q 給食費はいくらか

A 小学生は一食 250 円、中学生は 290 円、職員は 290 円

Q 給食費は、職員と子どもは同じ金額ではおかしくないか。給食の一食分の実金額はどれだけか

A 年間総食数で、予算を割ると 663 円

Q 女性会議は、どのような活動をされているのか

A 日本語教室のボランティアとして、活動している

Q タブレットは、中学校でも故障するケースが多いのか

A 今年度は、故障というより、画面を割ってしまうケースが多いが、小学校が約 30 台、中学校が約 20 台修繕している

令和 5 年度 国民健康保険事業  
特別会計予算

## 住民課

Q レセプト点検は国保連合会で実施しているのか

A 民間業者に委託している

Q 過剰診療の場合、病院に受診した際の自己負担分は返ってくるのか

A 自己負担分については、医療機関の対応となる

Q 介護納付金負担金とは何か

A 介護納付金については、国保加入者で 40 歳以上の方が負担する仕組みとなっており、国保税として納めてもらい、県に負担金として支払っている

Q 精密検査費補助金の対象者及び周知方法はどのように行っているのか

A 国保加入者の 40 歳以上で精密検査を受けた方が対象である。周知については、国保制度のパンフレットを国保加入者に配布している



**浅野 重行 議員**

事故防止および不適切保育の対策について

P08



**浅野 進 議員**

学校給食費の無償化を実施してください

P10



**上野 賢二 議員**

1.育休退園制度について  
2.木野町政4期16年の総括について

P11



**大橋 慶裕 議員**

住民と行政の協働による住みよいまちづくりの推進について

P14

## 編集後記

「わのうち議会だより」138号をお届けします。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5月8日から、季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行が決定し、私たちの日常生活に浸透してきた基本的な感染対策が大幅に緩和されます。今後はポストコロナに向け、各地域はコロナ禍がもたらした新たな価値観や行動の強みを活かしつつ、経済の活性化や担い手の確保、感染症に対しても強い地域社会の構築をそれぞれ両立していくことが求められています。

国も地方創生に向けて、文化庁の一部を京都に移転し、一步を踏み出しました。私たち議会も地方が輝く時代に向けて、ポストコロナを見据えたこれからの地方創生の在り方を町民の皆様と一緒に歩んでいきたいと考えております。今後ともご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。

## 議会広報編集委員会

**委員長** 大橋 慶裕

**副委員長** 浅野 重行

**委員** 小寺 強 林 日出雄



次の議会は6月の開催予定です。

ぜひ傍聴にお越しください。

議会の日程は決まり次第

ホームページでお知らせします。



輪之内町議会  
ホームページ